

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.22

事務局】北海道立消費生活センター（指定管理者（社）北海道消費者協会）<http://www.do-syouhi-c.jp>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目北海道庁別館西棟 TEL 011-221-0110 FAX 011-221-4210

消費者被害防止地域ネットワークの効果

道内市町村において、消費者被害未然防止を目的に設立されている“地域ネットワーク”ですが、今年も、網走市（4月）紋別市（7月）月形町（10月）に設立されました。

目的や必要性は認識しているものの、設立したことで『どんな効果があるのか？』『他の機関とは既に横の連携がとれているから、あらためてネットワークを設立する必要はないのでは？』等々のご意見もいただくことがあります。

地域ネットワークの最も大きな効果の1つは、“自分だけは大丈夫”と思っているような消費生活分野に関心の薄い地域住民の方達にもさまざまな機関をとおして、消費生活関連情報、特に消費者被害にかかわる情報を見聞きする機会を増やすことができることです。

『おかしいな。だまされているかもしれないな。』と思っている人達が、『どうしたらいいの？こんなことでも相談できるの？』を身近なところで、解決方法があることや専門の相談窓口があることを紹介できる機会が増えます。そのためには、まず設立して、その目的を住民に対して繰り返し周知することが第一に最も必要なことなのです。加えて、市町村や構成団体の広報誌などにも、ネットワーク設立と目的や消費生活の相談窓口についても繰り返し周知していくことができれば、より広く認識されることでしょう。

このような地域は、悪質な販売方法をする事業者から敬遠されると期待できるのです。

地域ネットワークの設立は、業務上の横の連携だけでなく、住民に対してこそ必要です。未設置の市町村は、是非、来年の設立について検討していただきたいと考えています。

啓発時期のくふう

若年者にむけた啓発機会は、学校の授業や行事などが主な機会なのが現状ですが、そのほかにも、学校の入学式や卒業式などともに、成人式なども地域で大勢の人達が参加する機会です。

大勢の人が集まる機会には、同じように事業者も販売の機会を狙って、出入りする人達にアプローチすることが考えられます。その時に、消費者啓発の話しやリーフレットを配布すると、その機会を狙っている事業者が勧誘を止めることも考えられます。

次年度の計画の際には、消費者啓発についても考えてみてはいかがでしょうか。

見知らぬ人の突然の訪問は、ついつい話聞いてしまい、知らず知らずのうちに、相手のペースに乗せられて、『しまった!』と気づくのが遅れてしまうことも。電話の隣や玄関などの見えるところに「十カ条」を貼っておき、いつでも、冷静になって判断できるようにしましょう。

だまされないための十カ条

1. 『うまい話、この世にはない!』

2. ドアをあける前にまず目的を聞く

3. 『話だけでも聞いてみよう』はキケン!

4. 点検を装う業者、気をつけて

5. うますぎるもうけ話には、落とし穴

6. 身に覚えのない請求には応じない

7. 疑おう、人のふところ聞く業者

8. 勇気を出してきっぱり断ろう!

9. しつこく言い寄る相手には110番

10. 簡単に署名、押印せず 契約は急がず慎重に!』